

平成 2 4 年度 第 3 回
(2 0 1 2 年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 (火) 午前 1 0 時
場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

吹田市都市整備室

平成24年度第3回都市計画審議会会議録

平成25年2月26日

西倉参事 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成24年度（2012年度）第3回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして太田副市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

太田副市長 皆さんおはようございます。本日は公私ともご多用の中ご出席賜りましてまことにありがとうございます。また平素より本市市政の推進にご理解、ご協力賜りまして、この場をおかりし厚くお礼申し上げます。

私、昨年12月25日付で副市長に拝任しました太田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて本日ご審議いただく案件でございますが、北部大阪都市計画下水道の変更と、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の2点でございます。また、報告案件といたしまして、第2回都市計画審議会に引き続き、都市計画マスタープランの見直しの進捗状況と、現在、大阪府が見直しを進めております、都市計画道路についての2点でございます。これらの案件につきまして、どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西倉参事 ありがとうございます。続きまして、本日の議案に関連いたしまして、出席させていただいております職員の紹介をさせていただきます。

議案第6号の案件につきまして下水道部から部長の井口でございます。

井口下水道部長 おはようございます。下水道部長の井口でございます。どうぞよろしく申し上げます。

西倉参事 下水道経営室から室長の宮田でございます。

宮田室長 下水道経営室長の宮田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西倉参事 参事の齊藤でございます。

齊藤参事 齊藤でございます。

西倉参事 参事の松本でございます。

松本参事 松本です。よろしく申し上げます。

西倉参事 主幹の木村でございます。

木村主幹 木村でございます。よろしく申し上げます。

西倉参事 主査の竹葉でございます。

竹葉主査 竹葉でございます。よろしく願いいたします。

西倉参事 主任の沼田でございます。

沼田主任 沼田です。よろしく申し上げます。

西倉参事 次に、都市整備部吹田操車場跡地まちづくり室長の山本でございます。

山本室長 山本です。よろしく申し上げます。

西倉参事 総括参事の上野でございます。

上野総括参事 上野でございます。よろしく申し上げます。

西倉参事 次に、議案第7号の案件につきまして、都市整備部開発審査室主査の石坪でございます。

石坪主査 石坪でございます。よろしく申し上げます。

西倉参事 次に、報告2の案件につきまして、道路公園部から道路公園企画室参事の船木でございます。

船木参事 船木でございます。よろしく申し上げます。

西倉参事 主査の石本でございます。

石本主査 石本でございます。よろしく申し上げます。

西倉参事 以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。これから、太田副市長から会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(太田副市長から会長へ諮問書を手渡す)

西倉参事 それでは吉田会長、進行のほうよろしく願いいたします。

吉田会長 皆様、改めましておはようございます。皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、私の立場からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

この委員会、残念ながらということで、事前に山本委員と警察署長の難波委員、それと、岡委員は所用のため欠席ということで、ご連絡はいただいております。他の委員は皆様ご出席かと存じます。半数以上のご出席をいただいておりますので、都市計画審議会条例第5条2項ですが、この規定によりまして、本審議会が成立していることをまずは確認させていただきます。

本日ご審議いただきます案件、お手元に資料を配付させていただいておりますが2件、議案第6号という形で北部大阪都市計画下水道の変更についての案件と、第7号市の景観まちづくり計画、これを推進するための景観形成基準の変更ということについてお諮りをすると。この2件でございます。なお、報告事項としてさらに2件うちださせていただいておりますように、都市計画マスタープランの見直しという問題、それと都市計画道路の見直しということにつきまして2件でございます。慎重なご審議を改めましてお願いを申し上げます。よろしく。

傍聴のお申し出というのはございますでしょうか。

藤原主幹 はい、1名おられます。

吉田会長 そうですか。そうでしたらお入りいただきましょう。

(傍聴人 入室)

吉田会長 会長の吉田と言います。審議中にご静粛にお願いします。

そうでしたら、案件に入らせていただきます。まず第6号の北部大阪都市計画、下水道の変更ということにつきまして事務局のご説明をいただきたく存じます。よろしくをお願いします。

天野主査 都市整備室の天野でございます。議案の説明の前に資料の確認をさせて

いただきます。お手元のほうに先に、送付させていただきましたA4サイズの議案書はございますでしょうか。議案書につきましては、第6号、第7号の議案でございます。議案書のページですが、議案下に通し番号をつけておりますので、通し番号で説明をさせていただきます。議案書は、議案第6号が、1ページから7ページ、議案第7号が、8ページから61ページでございます。また、本日机の上に資料1、吹田市都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査、資料2、都市計画マスタープランに関連する施策の主な進捗状況と今後想定される事項等、資料3、都市計画道路見直しにおける評価結果、資料4、北部大阪都市計画道路の変更位置図、最後に、吹田の下水道のパフレットを置かせていただいております。

以上が本日の資料でございますが、お手元のほう、皆様よろしいでしょうか。

それでは議案の説明に入らせていただきます。座って失礼します。

まず、議案第6号の説明に先立ちまして、本市の下水道事業の概要について、下水道部からご説明をさせていただきます。

竹葉主査 おはようございます。改めまして、下水道経営室の竹葉と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、吹田市公共下水道の概要について、前方のスクリーンのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。失礼ですが、座って説明させていただきます。

主な説明内容としまして、公共下水道事業の概要、公共下水道計画の概要、安威川流域下水道の概要の3点でございます。

本市の下水道事業は、昭和30年代に着手し、平成23年度末現在で、汚水の普及率は99.9%となっており、汚水整備については、概ね完了しております。これは、全国的にも高い水準でありまして、大阪府下におきましてもトップクラスの普及率となっております。雨水の整備率としましては、平成23年度末現在で、概ね5年確率の降雨に対しては86.2%、10年確率の降雨に対しましては、50.4%となっております。

次に、吹田市の下水道計画について説明させていただきます。吹田市 3,611ヘクタール、そのうち下水道計画面積は河川などを除いた3,583ヘクタール、下水道計画区域の人口は、平成23年度末で約35万4,000人となっております。下水の排除方式としまして、汚水と雨水を一緒に排除する合流式、それと別々にします分流式というのがございますが、本市といたしましては、市の南部地域は合流式、中部から北部にかけては、分流式を採用しております。前の画面ですと、斜が入ってる黒いところが合流式で、上の斜がかかってないところが分流式というエリアになっております。複数の市町村にまたがる処理区がありまして、都道府県が処理を行うものを流域下水道といいます。市の北部及び南東部の約1,762ヘクタールが、流域下水道に接続する流域公共関連下水道となります。これに対して各市町村が処理を行うものを単独公共下水道と呼びます。本市といたしましては、中部及び南西部の約1,820ヘクタール、それが単独公共下水道となります。流域関連公共下水道については、茨木市にあります中央水みらいセンターにて処理を行っております。位置関係については、後ほど説明させていただきます。単独公共下水道のうち、吹田市の単独公共下水道で最大区域となります南吹田処理区については、新御堂筋に隣接しまして、神崎川沿いの南吹田下水処理場で処理をしております。川面処理区につきましては、吹田市で最初に下水道を着手した地域でありまして、阪急千里線に隣接し、神崎川沿いの川面下水処理場で処理をしております。正雀処理区は、本日後ほど説明いたします、流域下水道への編入の都市計画の変更を行う区域でございますが、摂津市にありますけども、本市の正雀下水処理場で処理を行っております。正雀下水処理場は、千里ニュータウンの汚水処理を目的として、摂津市域に、昭和38年に大阪府企業局が建設し、その後昭和48年に吹田市へ有償譲渡されたものです。続きまして、庄内処理区については豊中市の庄内下水処理場で、十八条処理区については大阪市の十八条処理場で処理を行っております。

次に安威川流域下水道の概要について説明させていただきます。関係都市としまし

ては、吹田市のほか茨木市、高槻市、摂津市、箕面市、豊中市となっております。茨木市内にあります、中央水みらいセンターで処理を行っております。ポンプ場としましては、4カ所が都市計画決定されております。安威川流域下水道は、大阪万博の関連事業として、昭和42年9月に都市計画決定され、事業計画に着手し昭和45年3月に処理場の供用開始を行っております。中央水みらいセンターは、茨木市の南部に位置し処理水は安威川へ放流されております。今回諮問させていただいている正雀処理区の編入後、正雀処理区の汚水は、流域下水道千里山田幹線に接続させ、中央水みらいセンターで処理を行うこととなります。処理区の汚水は、2本の下水の幹線管渠に集約されまして、正雀下水処理場へ、現在送水しております。正雀処理区の編入後は、府道大阪高槻京都線にマンホールを設置し、そこから府道茨木摂津線に埋設された、流域下水道の千里山田幹線へ接続させるものでございます。この処理区の編入の経緯といたしまして、接続先であります大阪府の流域下水道千里山田幹線が、平成18年3月に竣工しております。平成19年度に吹田市より正雀処理区の編入に関する費用効果、諸問題の整理を行いました。平成19年11月には吹田操車場跡地地区の整備に関する基本協定を締結し、まちづくりと一体的な土地活用を図るよう努めるとされました。平成22年8月には上位計画であります、大阪湾流域別下水道整備総合計画の中で、正雀処理区の編入について方向性が示され、平成24年度は、正雀処理区の汚水を流域下水道千里山田幹線へ接続させる管、人孔の施工を行いました。今回、吹田市都市計画審議会の承認をいただきましたら、本年3月に、大阪府による流域下水道事業計画の変更を行い、吹田市による公共下水道事業の計画変更を行い、10月には、流域下水道の編入を行う予定でございます。

以上が説明ですが、なお、前回の審議会で委員のほうからご要望いただきました、摂津市との協議状況について、簡単ですがご説明させていただきます。このたび正雀処理区を流域下水道へ編入し、正雀下水処理場を廃止することに伴い、摂津市クリーンセンターも廃止されることとなります。これまで正雀下水処理場内の摂津市クリー

ンセンターに搬入されてましたし尿等については正雀処理場にて処理をしてきたんですが、今後の摂津市し尿等の処理について、今まで協議を進めてまいりました。また、処理場の跡地についても、まちづくりについて密接に関連することから、処理場跡地の周囲の道路、公園整備など、今後のまちづくりについても協議をあわせて進めてまいったところでございます。本年1月31日には協議が整い、合意を得たことから、両市において、正雀処理場の機能停止に伴う基本協定書の締結を行っております。

以上が摂津市との協議経過の状況でございます。これで下水道部からの説明を終わります。ありがとうございました。

天野主査 続きますして、議案第6号北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）について、前方のスクリーンでご説明させていただきます。スクリーンをごらんください。

議案第6号北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）について、本審議会でご審議していただくものでございます。

都市計画吹田市正雀処理公共下水道を吹田市安威川流域関連公共下水道に編入し、吹田市安威川流域関連公共下水道を次のように変更するものでございます。

変更の内容と理由でございます。正雀処理区公共下水道の正雀下水処理場は、千里ニュータウンの汚水処理を目的として、摂津市千里丘7丁目地内に、昭和38年に大阪府企業局が建設したもので、供用開始後40年以上が経過しており、施設の老朽化の課題が生じております。また近年では公共用水域水質保全の観点から、下水処理場の高度処理への対応が求められております。これらは早急に対応しなければならない課題ですが、施設の更新には相応の時間を要します。こういった課題に対応するため、上位計画である大阪湾流域別下水道整備総合計画（大阪府策定）において、正雀処理区公共下水道を、安威川流域下水道へ編入する方向性が示されたため、正雀処理場を廃止し、正雀処理区公共下水道を安威川流域下水道へ編入するものでございます。従いまして正雀処理区公共下水道の排水区域の面積は約459ヘクタールから0ヘクター

ルに、安威川流域関連公共下水道の排水区域の面積は、約 1,762 ヘクタールから約 2,221 ヘクタールに変更するものでございます。正雀処理区公共下水道の編入に伴い、正雀処理区公共下水道の佐井寺幹線及び正雀汚水移送幹線並びに高川ポンプ場について見直したところ、現在の都市計画に定める規模要件に該当しないため、今回廃止するものでございます。それぞれの位置でございますが、佐井寺幹線は正雀処理場を起点とし、終点、五月が丘東地内までの幹線で、スクリーンでは黄緑色でお示ししております。正雀汚水移送幹線については、正雀下水処理場を起点とし、終点、岸部北5丁目地内までの幹線で、スクリーンではだいたい色でお示ししております。また、高川ポンプ場の位置は桃山台4丁目地内、面積は約 1,200 平方メートルとなっております。

次に、正雀処理区公共下水道の正雀前処理場でございます。こちらは、周辺の皮革工場の排水から発生する重金属を処理するために、昭和62年に供用開始をしております。現在、皮革工場の操業停止により、正雀前処理場は機能を停止しているため、今回廃止するものでございます。位置でございますが、岸部中1丁目地内、面積は約 2,000 平方メートルでございます。

次に、こちらは編入に伴う変更ではございませんが、今回、整理する事項といたしまして、吹田市安威川流域関連公共下水道のうち、計画的な下水道整備の見通しが明らかになった区域について、赤色でお示しをしている区域、約 0.25 ヘクタールを追加し、黄色でお示ししている区域、約 0.78 ヘクタールを廃止して、区域を見直すものでございます。

以上が議案書の説明でございます。

次に、都市計画法第17条に基づく縦覧の結果でございますが、平成25年1月23日から2月6日まで縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、吹田市正雀下水処理場が摂津市域に存在していることから、今回、都市計画の案を作成するに当たり、摂津市に意見照会をいたしましたところ、意見なしとの

回答を摂津市から受けております。

以上が、議案第6号北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）についてのご説明でございます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

吉田会長 説明をいただいたんですが、私、事前に説明をいただいてちょっとわかりにくかったです。それを踏まえて私のほうから補足説明をさせていただこうかと思えます、皆様に対して。

お手元の資料で1ページは今回の第6号の諮問されてるタイトルですが、内容は2ページと3ページ、アンダーラインが幾つか打たれてるというか、2カ所にされてる。簡単に言いますと、3ページ第2の2の面積というところで、459ヘクタールを0ヘクタールにするという、まずこの変更があるんですね。これはどういうことかという、2ページに戻る。2ページのほうの第1の2のところにはやはり面積というのが2つ出てきて、下のほうにアンダーラインがあって、アンダーラインのほうは2,221ヘクタールを増やすという。これが3ページのほうの459ヘクタールを従来の1,762に要するに乗っけると、こういうことです。2ページのほうを増やすというのは3ページのほうで、すっと消されてしまうものがここに入ってくると、そういう変更なんです。それを数字だけではわかりにくい、459を減らす中身は3ページの3、4、5、6、ここらを全部消してしまっているということで、この459の0への変更というのは消すということだわかんと思う。図でいうと5ページが一番わかりやすいわけですし、5ページのさっきの図を思い浮かべていただいたらいいんですが、ピンク色の北のほうですね、中央処理区それとさらに摂津のほうのにかけた形で中央処理区ってありますよね。ここに挟まれた正雀処理区、斜線部分です、5ページです。正雀処理区の斜線部分を上下と合体させちゃう、つまりは府の流域下水道に編入させてしまうという、今回の変更だというふうにお受けとめいただこうと思えます。この正雀処理区の斜線部分、真ん中、今回すっと消してしまって、上下

のものに合体させてしまうというこの変更で、問題として発生するのはこのパイプラインなんですが、それは6ページよりも最後に説明された7ページのほう、結局、右上のほうに千里山田幹線というのがありますよね、これは茨木のほうへつながっている府の制度枠組みなんですが、そっちに接続させるということで、この7ページの下の方にある、従来機能していた正雀下水処理場、吹田市の管轄の、これをさっきの5ページの図面で上下、中央処理区のところに合体させる限りで府の流域下水道、つまり具体的には、7ページ右上の千里山田幹線に接続させて、正雀下水処理のものをそっちに持って行って処理できることになる、そういうこと、それでよろしいですね。

そういうことを踏まえてご審議、ご議論いただきたく思います。ご意見、ご質問をお出しいただきたく存じます。いかがでしょう。ご遠慮なくどうぞ。

A委員 Aですけれども、処理能力的には別に問題はないんですか。

松本参事 下水道経営室参事、松本です。流域のほうに編入しまして、流域の安威川中央処理場、中央水みらいセンターのほうに編入するんですけども、処理能力的に問題はございません。また流域別下水道整備総合計画の中で正雀処理区、この分の汚水量を見込んだ能力的な検討も計画に位置づけられておりますので、その点は支障はないと思っております。

吉田会長 正雀、先ほどもご説明がありましたように、あれは4ページの理由のところにも書かれてますように、今回3ページで消してしまうことにさせていただく正雀については、一定の年数も経過しているということで、府のほう、さらに摂津のほうに許容してくださる限りでは、改善方向での変更かと受けとめさせていただいております。いかがでしょう、ご了承いただけますか。どうぞ。

B委員 ちょっと確認なんですが、この6ページの新旧対照図の南正雀2と5丁目とあるんですが、ここって2丁目になるの本当に、川の向こう、知らんかってんけど。

吉田会長 6ページの新旧対照表ですね。上のほう、右上。

竹葉主査 下水道経営室の竹葉でございます。そちら、今、赤の部分のほうは2丁

目になります。大体、赤と黄色の境目ぐらいから2丁目と5丁目という形で、正雀の対岸の丁目がずっと延長したような状態の境になっております。

B委員 廃止する分というのは、今、現状というか、何にもなかったってこと、5丁目の廃止する部分。

竹葉主査 竹葉でございます。廃止する分は今番田水路の水面でございます、もともと水面のエリアとして計画として囲ってたんですけども、その上位計画の大阪府都市計画のほうでも、水面を外した状態のエリアで線の引き直しをされました。それに合わせた形の都市計画の変更になっております。

B委員 それともう一点、正雀前処理場なんですが、実際、これ稼働した期間ってどれぐらいあったん。

吉田会長 87年供用開始ということが4ページに書かれてますが、現時点まで稼働しているものなのか。正雀前処理場、現に稼働中ですか、どうぞ。

竹葉主査 下水道室の竹葉でございます。現在は稼働しておりません。済みません、正確に何年度に機能を休止したかというのはちょっと今現在手元にありませんので、お調べさせていただきます。

B委員 調べなわからんのね。

竹葉主査 ちょっと正確な年数をすぐに。

B委員 ただ、これも皮革工場のためにつくった処理場なんですけど、だから皮革工場とかもずっと稼働されてないということなんですけど、実際工場跡と処理場の跡の問題とかも今後出てくると思いますし、ただこの処理場もつくったものの稼働の年数たるや微々たる年数だったということは記憶にあるんですけど、そういうこともつまびらかにきちっと報告してからでないと、こういう案件は通常出されへんと思うよ。すぐに答えなさい。

吉田会長 廃止したのちの利用法等については、何か既に計画があるんですか、そういうようなことはここで議論することではないんですか。廃止後の土地利用につい

ては。土地そのものは吹田のものではないんですか。どうぞ。

松本 参事 下水道室参事、松本です。正雀前処理場のところについては、今、B委員がおっしゃったように、現在稼働していないということで、今回の都市計画の位置づけを外したいということなんですけど、今後のこの部分につきまして、今後のまちづくり等の情勢を見ながら、今後検討していくというふうな形で、今現在、明確に今後の利用形態が決まっているわけではございません。

B委員 というか皮革工場も稼働してないということなんですけど、実際早々と皮革工場だったところに小さいマンション、集合住宅が建ってたりみたいな地域もあったんですけど、そのあたりというのは、通常の公共下水道のほうに当然いってるんでしょうけどね、ただやっぱり過去、これは負の遺産といたら言い方ちょっとあれなんかな。要はそのために整備しました、整備にかかった費用は幾らでした、それも何か月か半年ぐらいしか稼働してないって聞いたことあるんだけど、結局つくったものの、それだけしか稼働せずに潰しますと、いうたら税金ですわな。これだけのお金を使いましたけど結局こんだけしか使ってなくて潰しますということになるんやわね。そういうこともつまびらかにこの際、こういうときしかないよ、ちゃんと言うとくべき。自分らの先の読みが甘かったといたらおかしいけどね、結局それだけのお金を捨ててしまうような結果に相なるのよ。それはちゃんと言うとくべきやと思いますよ、すぐに答えなさい。だってこういう案件出してくんねんから。

吉田会長 ご指摘いただいた点は、ここで議論して言うなれば有効な利用方法みたいなことを進言することもできないかとは思いますが、機能を停止してということであれば、一定の平米数のものの、言うなれば、あとどうするのかという問題と、場合によってはあんまり機能しなかったものを指定した当時のことを言うなれば、反省するようなことも必要ではなからうかというご指摘かと思えます。それは市の執行部のほうで受けとめていただくべきご指摘かということで、今回の変更そのものについては。

B委員 ようは過去の反省に基づいて、今後どうするかということも提案できるような状況でなきゃ、あきませんよと言うてるんですよ。

吉田会長 ご指摘は当たってるかと思imasるので、執行部のほうで受け止めていただくということでよろしいでしょうか。

B委員 ちゃんと受け止めるんやったらね。

吉田会長 どうぞ。

井口下水道部長 済みません、下水道部長でございます。先ほど委員のご指摘にございました、前処理場の土地についての活用、それと前処理場ができた経緯を踏まえて、今後吹田市として、この跡地をどういうふうに活用していけるかということにつきましては、市内部でまた検討させていただきたいと思imasるので、よろしくお願いいたします。

吉田会長 ありがとうございます。B委員よろしいでしょうか。その他ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

そうしましたらこの案件、この委員会におきましてご了承いただいたものというふうにさせていただきます。ありがとうございました。

そうしましたら、規定に従っての原案どおり可決という照査をとらせていただきます。

議案第7号を引き続きまして、事務局のほう、景観形成基準の変更という議案につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。第7号議案です。

清水主査 都市整備室の清水と申します、よろしくお願ひします。議案第7号についてご説明をさせていただきます。失礼しまして、座ってさせていただきます。議案第7号でございます。お手元の議案書8ページをご覧くださいませうでしょうか。諮問書でございます。吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更について、貴審議会に諮問いたします。非常に長い名称でございますので、以下景観形成基準と略させていただきます。

続きまして10ページ、11ページが目次でございます。11ページのほうでございます、今回、変更箇所でございますけれども、別表3、重点地区関係の項目のうち、1 景観形成地区のうち、(12)中高層住宅地区(津雲台3丁目(1))及び(13)千里丘北地区、この2カ所の指定を追加しようとするものでございます。なお、目次にお示ししておりますページ番号は、変更後の景観形成基準のページ番号でございますので、この議案書のおし番号とは一致しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは前面のスクリーンを使いましてご説明させていただきます。

まず、景観形成基準の位置づけについてでございます。景観法第9条第2項におきまして、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域または準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、市町村計画都市計画審議会の意見を聴かなければならないとございます。この景観計画は、本市におきましては吹田市景観まちづくり条例第9条におきまして、景観法第8条第1項に規定する景観計画として、この景観形成基準を定めることといたしております。また、条例第9条第5項の準用規定に基づきまして、条例第8条第4項では、景観形成基準の変更に際し、あらかじめ吹田市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならないと規定いたしております。この規定に基づきまして、去る平成25年2月6日に本市景観まちづくり審議会に諮問し、ご答申をいただいたところでございます。これらの規定に基づきまして、本日は景観形成基準の変更案に関しまして、景観法第9条第2項に基づき、都市計画上の観点からのご意見を頂戴しようとするものでございます。今回の景観形成基準の変更につきましては、先ほどご紹介させていただきましたが、景観形成地区2カ所の追加でございます。

まず、位置図でございます。議案書の17ページにもお示しをさせていただいておりますが、前面のスクリーンにおきまして、青い線でお示ししている部分が、景観計画区域でございまして本市全域を指定しております。そのうち、赤い線でお示しして

いる箇所が景観形成地区でございます。現時点で11カ所でございます。そのうち、赤で着色をしている箇所が追加をしようとする箇所でございます。1カ所目が千里ニュータウンに位置します中高層住宅地区（津雲台3丁目（1））と、2カ所目が、千里丘に位置します千里丘北地区でございます。

まず、中高層住宅地区（津雲台3丁目（1））でございます。こちらは今年度第1回目の当審議会におきまして、北部大阪都市計画地区計画（千里ニュータウン地区）の変更についてご審議をいただいた地区でございます。地区の位置につきましては、津雲台1丁目から3丁目、地区の面積は約4.1ヘクタールでございます。こちらは千里ニュータウンにおける公的住宅の建て替えを契機に指定するものでございます。前面スクリーン赤色でお示ししている地区は、もともとは大阪府住宅供給公社の賃貸住宅が立地しておりまして、そのうち前面スクリーンで青色でお示しした部分、こちらにおきまして公社住宅の建て替えが既に完了しております。南側の残りの区域につきましては、再生地として民間に売却され、分譲マンションの建設が進んでおります。既に建設中ではありますが、地区の基準策定に当たりましては、建て替えの全体計画が出された当初から、協議を重ねてきた内容でございます。現地の写真でございます。既に、公社の賃貸住宅は完了しております。東側から写した写真でございます。また、民間事業につきましては、こちらは昨年撮影した写真ですが、現在、建設中でございます。

次に、基本目標でございます。お手元の議案書では、54ページでございます。基本目標といたしましては、1 みどり豊かで落ちつきのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。2 地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。3 活気や表情のある景観をはぐくむ。4 北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。でございます。続きまして、基本方針でございます。1 ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。2 地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。3 地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。4 地域のみ

どりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。とさせていただきます。基準案の内容につきましては、お手元の議案書54ページに表としておまとめをしております。54ページの下ほど、a建築物の基準でございます。1番の全体計画・配置等の項目におきましては、9項目ございまして、(3)にお示しをしている、道路に面する部分の開放的な空間など、敷地内の空間づくりについて基準を設けております。続きまして、55ページをお願いいたします。3形態意匠及び素材の(4)外壁の色彩におきましては、事業者と協議調整を行った上で、ごらんの基準案といたしております。そのほか56ページに工作物、開発行為の基準案をお示しをいたしております。

以上が中高層住宅地区(津雲台3丁目(1))の基準案でございます。

続きまして、千里丘北地区についてご説明させていただきます。こちらは、今年度第2回目の当審議会におきまして、北部大阪都市計画地区計画(千里丘北地区)の決定について、ご審議いただいた地区でございます。こちらは毎日放送千里丘放送センターに立地していた地区でございますが、現在は民間事業者による開発工事が進められております。地区の位置でございます。千里丘北及び千里丘中でございます。地区の面積は約12.2ヘクタール、当地区につきましては、AからC地区に個別に基準を設けようとするものでございます。前面スクリーンにて、黄緑色で着色しておりますA地区につきましては、公園、保存緑地となっております。緑地中央には千里丘稲荷神社という神社がございます。公園緑地部分につきましては、既に市に帰属されているところでございます。続きまして、オレンジ色で着色しておりますB地区につきましては、こちらは小学校及び公共施設の建設が予定されている地区でございます。また、青色で着色しておりますC地区につきましては、現在分譲共同住宅の建設が進められております。北側に着色していない敷地がございますが、こちらは敷地の一部にモデルルームが現在立地しております。そのほか保育所、スイミングプール、商業施設等が計画されております。現時点では、全体計画がまだ確定していないというようなことで、今後も事業者との基準策定に向けた協議を進める中で、基準案が固ま

り次第、追加したいと考えております。現地の写真でございます。昨年撮影したものでございますが、画面左側が小学校の予定地でございます。また、道路沿いには、千里丘稻荷神社の鳥居がございまして、こちら星が池につきましては、通路が設けられて公園として整備がされております。

続きまして、基本目標及び基本方針でございます。こちらにつきましては、平成18年3月に策定いたしました、千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引きというものがございます。そちらに沿って定めようとするものでございます。基本目標といたしましては、丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。基本方針といたしましては、1 緑をまもり、つくり、はぐくむ。2 なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。でございます。基準案の中身につきましては、議案書の57ページをごらんいただけますでしょうか。まずA地区でございますが、こちらは市に帰属された公園、保存緑地でございますので、工作物の色彩等についての基準を策定いたしております。続きまして、58ページでございます。こちらはB地区、小学校等の建設予定地でございます。a 建築物の基準につきましては、1 全体計画・配置等のうち4項目でございます。(2) 周辺に与える圧迫感の軽減などを定めております。3番目の形態意匠及び素材の(3) 外壁の色彩につきましては隣接するC地区に建設中の共同住宅との関係性に留意しながら、C地区と同様の基準といたしております。続きまして59ページでございます。7 植栽では、(3) 道路際への植栽など3項目を基準化しております。続きましてC地区、共同住宅の建設地でございます。建築物の基準では、1 全体計画・配置等におきまして(3) 道路に面する部分の空間づくりや、(6) 歩行者通路の連続的な植栽など、開放的な空間づくりを中心に、9項目を基準化いたしております。続きまして60ページでございます。3 形態意匠及び素材につきましては、丘陵地に位置するため(2)におきまして、建物のスカイラインの工夫などを、また(4)におきましては、壁面の色彩を事業者と協議調整した上で基準化いたしております。また緑豊かな地域に位置しておりますので、

4 敷際や 6 1 ページにございます 7 植栽の項目など、敷地内の緑化に関する基準を設けております。

以上が、千里丘北地区の基準案でございます。

続きまして、前面のスクリーンにおきまして、変更案に係る手続の経過についてご報告いたします。条例第 9 条第 2 項に基づきまして、土地所有者等に意見聴取を行いましたが、いずれの所有者からも特に意見はございませんでした。また、条例第 9 条第 5 項で準用する第 8 条第 3 項に基づく縦覧及び意見募集を、平成 2 5 年 1 月 1 7 日から 1 月 3 1 日まで行っておりますが、意見はございませんでした。また、景観まちづくり条例第 9 条第 5 項において準用する、第 8 条第 4 項に基づく、本市景観まちづくり審議会への諮問につきましては、平成 2 5 年 2 月 6 日に、この変更案を本市景観まちづくり審議会に諮問いたしましたところ、原案どおり承認とのご答申をいただいております。

以上が景観形成基準の変更案についてのご説明でございます。原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

吉田会長 ご説明が終わったのですが、実はこの点につきましても私自身、会長の立場で説明を聞いてもまだピンとこないところが多々実はございまして、事前にレクチャーを受けたのです。それでも尚且つわかりにくいところがあって、そのレクチャーも受けていない皆様はさらにわかりにくかったのではなかろうかと想像もするわけですが、私が把握した限りのことをちょっと補足的にご説明申し上げて、私の立場で 2 点質問させていただきます、事務局に対して。

まず皆様方にご説明いたしますと、この第 7 号議案は、1 2 ページ以下をまず見ていただこうと思うんですが、1 2 ページの一番下のところに景観法という法律が改めて 2 0 0 4 年、平成 1 6 年に成立をしております、それを受けて吹田市のほうが条例を 2 0 0 8 年に制定していると。実は、この法律枠組み及び条例もプラスアルファですが、景観形成基準というものを設定変更する場合にはそれぞれのところの都市計

画審議会の意見を聴かなければならない。こういう構造になってますので、今ここでまず議題になっているんだということを押さえさせていただいて、この景観を守るというための法律でいいますと、まず17ページ、吹田市全域が景観計画区域というふうに実は設定されています。つまり、景観を守るぞ我々はということで、吹田市は先ほどの条例を制定する限りにおいて、全市を景観計画区域にしています。それでいろんな法律上の規制がここにかかってくることになるということですが、その中で特に17ページでいいますと、これだけしかないのかと私はびっくりしたんですが、特にということを中心区域とでもいいたいでしょうか、形成地区というのはこういうのが設定されていて、いわば規制がやや強いということになっている地域があります。今回のご提案は、この11地区、現にあるものに2つの地区を追加しようというご提案なわけです。2つの地区を追加するというので、どういうことが発生するかということについては、このあとの資料がバツとこう出てくるわけで、建物その他建築物やら工作物やらについて、今度建てるとしたらこういう縛りがかかりますよというふうな制度枠組みに乗っかる、そういう地区を2つ追加しようという提案で、その2つの地区は17ページ、お手元の資料は白黒ですのでわかりにくいんですが、アンダーラインがされている、今、図が出てますが2カ所、つまり津雲台3丁目の地域ともう一つ千里丘北の地域この2つのところ、2地区を追加しようということにして、その具体的な図、資料が54ページと飛ぶんですが、ちょっと見て下さいね。54ページのこの図面が、今言いました津雲台3丁目を追加しようというその地域のことです。さらに、57ページにもう一つの千里丘北地区の具体的な記載がある、さらにその形成地区というか、重点地区として今回2地区を追加することの中身として、それぞれ建築物やら工作物やら開発行為やらそれぞれに応じて一定の縛りがきつく、こういう形でなりますよという、そういう変更なんですね。私から質問、皆さんもわかりにくかった、僕はちょっと聞いたような気もするんですが、地区の変更じゃなくて基準の変更という要望を使う理由を教えてくださいというのと、今回2地区を追加す

ることとした理由というか、根拠というか取っかかりというか、それのご説明が必ずしもなかったように思えて、それを重ねてお尋ねしたい。2点、1つは地区の変更というのではなくて、基準の変更という用語法を取る理由、もう一つは今回2つが改めて上がってきた理由をお願いします。清水さんどうぞ。

清水主査 まず基準の変更という用語につきましては、お手元の議案書15ページのところに、重点地区ということで2種類ございまして、景観形成地区と景観配慮地区と2種類ございます。今回追加しようとする景観形成地区につきましては、その行為の制限ということで、(2)のところに別表1～3のとおりとしますという形で明記をしております。今回追加をした箇所が、ちょうど別表3に当たってございます。全ての地区を並べたものが別表という形になりますので、今回は別表が変更になることに伴う全体の変更という位置づけで考えております。それと、今回の地区指定の取っかかりと申しますか、地区指定したきっかけという部分でございますが、まず津雲台3丁目のほうにつきましては、公社住宅の建て替えということでございまして、ニュータウン地域内にたくさん公社住宅、それから府営の賃貸住宅等がございまして、それぞれ建て替えなどの事業に当たる際に、千里ニュータウンのまちづくり指針というような指針もございまして、そういったものに基づきながら、周辺環境に配慮した形で事業を進めていただいております。その内容の中で、特に公社の住宅や府営の住宅ですと、中に歩行者通路をおいたりとか、空間をできるだけ空けたりとかというような協議を行っておりますので、その内容をできる限り担保するという位置づけでこの住環境を守るということで、指定をこれまでもしております。千里丘北地区につきましては、12ヘクタールという非常に大規模な敷地でございます。そこで共同住宅であったり、小学校等、商業施設等の建設を予定されているということで、本市の環境アセスメントにもかかっておりまして、そういう中で、いろいろ緑地を保存したりとかいう部分もございましたので、その部分を大きな、あらたな町ができるというような中で景観上の基準を設定して、その内容を担保しようというところでございます。

以上でございます。

吉田会長 ちょっとわかりにくかったんですが、基本的には更地になるような動きがあったらあるいは更地になった瞬間というか、ちょっと縛りきつくしますというふうな方針でアプローチをしてるんですか。

清水主査 そういう形になります。

吉田会長 わかりました。私のほうからの質問はとりあえず終えさせていただいて、補足。

武田参事 補足させていただきます。都市整備室の武田でございます。今、会長がおっしゃいましたように、土地利用が大きく変更されるような場合に、土地利用を今後将来にわたって担保するときにこういう制度を活用しています。今、清水がちょっと説明しましたけれども、少し補足させていただきたいのは、特に今回追加しますこの2地区につきましては、1つ目の津雲台については、今年度第1回目の都市計画審議会の地区計画で審議いただいたことです。2つ目の毎日放送の跡地、千里丘北地区につきましては、前回の都市計画審議会で地区計画を定めさせていただいたところです。特に地区計画とこの景観形成地区というのを合わせることで、特に地区計画のほうは、例えば前回ご説明しましたけれども、敷地内の通路を担保したり壁の壁面を例えば下がってくださいとか、そういう特に建物の形態に関して制限を加えたり、それから地区施設を決めたりとかしています。こちらの景観形成地区のほうでは、緑でありますとか、先ほど色の問題もありますし、調和をさせるというところを担保したいというところでございます。そういった意味で、今回の提案させていただいてるきっかけとなっておりますのでございます。

以上です。

吉田会長 今、補足いただきました。そうしましたら委員の皆様方ご質問、ご意見をお出しいただきたくお願いいたします。

B委員 景観まちづくり審議会ではどんな意見が出たんですか。

清水主査 景観まちづくり審議会におきましては、千里丘稲荷神社がございます。あそこは古くから摂津市域も含めての稲荷として存在をしております、地域でも一番高台にあるというようなことで、いわゆる地域の景観資源といたしますか、そこからの眺望であったりとかそういった部分、細かい場所の読み取りをしながら基準策定を進めたほうがいいのではないかなというようなご指摘、あるいは公園の中でどうしても管理する上で樹木を伐採したりというようなこともございます。公園の中の工作物のしつらえも重要だけでも、そういう緑のしつらえ、公園としての景観に配慮した緑のしつらえというのをもっと重要視すべきではないかなというようなご意見も頂戴いたしております。

B委員 ちなみに審議会の委員さんってどのようなメンバーの方が入ってらっしゃるんですか、今。

清水主査 委員の先生方は学識経験の方が5名、それから関係機関、事業者の方が3名、市民委員の方が2名でございます。

B委員 吉田会長とかは入ってない。

吉田会長 私は入っておりません。

B委員 前回の都計審のときに、千里丘地区のことについては教育の環境の保全であったりとかいうところが大変重要になってくるということを申し上げておきましたけど、何かまるで無視されてるなというふうに感じるんですけど。

吉田会長 そうですか。今回、景観のこの重点形成地区に指定するということは配慮する、規制を強めるということではないんですか。

松本都市整備室長 都市整備室の松本でございます。D地区の今現在空白のところ、今委員からのご指摘がございました北側に位置します教育施設、この北のD地区の建築物の建ち方によっては、教育環境への影響が及ぼすのではないかなというようなご指摘が、前回の審議会でもご指摘いただいたところですが、今現在につきましては事業者のほうでD地区の一部、保育園の設置という部分につきましては事前協議を進

めておるところでございますが、残りの部分につきましては、今後の予定建築物がまだ具体には定まっていないというところで、地区整備計画の定め方、それとあわせて今回の景観形成地区の基準の定め方がまだ具体的には協議にいたってございませんので、D地区の配慮につきましては、当初からそのあたり北側の教育施設への影響という部分については深くご意見をいただいていたところですので、その辺を踏まえまして、今後も引き続き協議をさせていただくところでございます。

B委員 要はD地区に利便施設というのがイコール商業施設にでもなっていくだろうし、集客の問題それにあわせてもちろん車なんかも駐車場何かも設置していくだろうというような問題もある、それが北側の学校がある部分に張りついているという部分がやはり非常に懸念させる部分というのはもう前々から声があるんですから、そのあたりをきちっとこのとこ首根っこを捕まえておけるような形で明確にはっきりと、実は明記しといていただきたかったなと思います。

吉田会長 どこに明記すべきだというご意見でしょうか。私がお尋ねするのは妙なのかもしれませんが。

B委員 だからもしも開発行為の中の計画を立てる部分において、こういうのをちゃんとしなさいよというところを、だから言えば59ページCの開発行為の部分のところにもそういったものをきちっと明記しておくべきじゃなかったのかなということは、前から申し上げてるんですけど。D地区は今から計画をするということになりますから、ただその前段階として全体的な部分でもっとわっぱかけれるような形のものができないのかなと。

吉田会長 先ほど冒頭申し上げたこの景観形成基準の設定変更について都計審の意見を聴かなければならないというのは、このようなご意見を、市の担当部局が都計審の意見として書きとめてしかるべくこの新たに指定される形成基準の変更なんだろうが、その地域の開発注意事項としてというか、要望事項として行政等にお伝えいただくということで照査いただけるというふうに受け止めるんですが、それでよろしい

ですか。

松本都市整備室長 都市整備室の松本でございます。今回の景観形成基準の説明にもございました、よりよい景観形成、よりよい住環境とかそのあたりの目で感じ取れる、見て取れるという部分の基準でございまして、今委員がおっしゃいました、そういった生活環境とか騒音とかさまざまな施設に起因することによる影響素因の軽減という部分につきましては、別途開発の手続の条例等につきまして、しっかりと協議をさせていただいて、事業者に配慮を求めていきたいと考えております。

吉田会長 教育施設に隣接する地域など、景観といたら目に見えるという点だけでなく、しかし見た目というだけではない何か配慮を求める意見があったは書き留めていただいてもいいかなという気はします。それは別件だということになるのかもしれないが。

B委員 例えばですけど、学校に隣接する区域についてはできるだけたくさんの緑地帯を設けるとかというのもきちっと見えるものになりますから、そういう要望も保護者たちから随分出てましたんで、以前。だから十分緑地帯を設けていくとかということで、きちっと植林をして、子どもたちの目隠しじゃないですけどね、教育的な部分について配慮するようなもの、そういったものの要望もありましたよね、そういうのもきちっと、ただ怖いのはD地区についてはまだ今後どうなるかというのが全く決まってもないというところがあるし、実際、今、ABC地区のこと書いてますけど、結局事業者と協議してこういうふうになると決まった内容をここに書いてあるだけですやん、きつくわっぱをかけるもんでもなきゃ規制を強めるもんでもなく、結局こういう形で話が決まりました、こういうふうにごうしてます、その内容をきちっと明記しといて、これを今後変えたらあかんでというだけのものじゃないですか、それでどんな意味があるのかなと思います。地区計画についてもしっかりです。地権者の数が増える前に、今現状よりも悪化させないように、言ったら決まってつくってるもの、それよりひどいもの建てへんように一応止めておこうというようなものになっているだけ

であって、これがなぜ景観まちづくりになってくるのかというのも不思議で仕方がない。きちっと景観のまちづくりの形成というものがきちっとされてる部分ならいいけども、やはり反対に悪化していく部分であったりとか、懸念される部分が多々残るところを形成地区とするのであればなおさらのことなんですけれども、もっと強く訴えていくべきやしもっと強く明記していくべきやし。もちろんこの際言うときますけども、D地区については利便性ってイコール商業施設みたいな形になるのは明らかになってしまってるけど、それを是とする気は私はないですし、そのあたりもそれを反対にもっと別の地区に持っていけて前から言ってたけれども、そういうのも全く無視されてるまんまやから。そのあたり再度きちっと言っときたいと思います。今やったら最大限譲歩しても、学校と隣接する部分については緑地帯10メートル以上は必ず取ってもらいたいと、そういったこともきちっとしてってもらいたいと思います。

吉田会長 済みません、会長の私の立場でB委員のご指摘にちゃんとしていていないところがあるんですが、D地区、D地区とおっしゃられてるんですが、ABC以外のその地域をD地区と呼んでおられるんですね。今回D地区について何の記述、まさにDが57ページに打ち込まれていないのはなぜなんですか。

B委員 決まってないから。

清水主査 先ほどご説明させていただいたんですが、土地所有者さんと意見を聞きながらこの基準を策定していきますので、その内容がまだ土地利用が確定していないというような状況でございます。ただ基準はないんですがこの地区の中に入れることによって、届け出の規模がぐっと下がるという形、景観法上の届け出が必要な規模が小さい建物を建てる場合でも、届け出がいるようになりますので、そういった協議の中で、きちっと基準は積み上げていきたいというふうに考えております。

吉田会長 重ねて質問です。57ページのその一番上のところにDという打ち込みをせずに、そこまで含めて今回形成地区にするということは、一体どういうことなん

でしょうか。なぜD地区というタイトルを、例えば61ページの2の前に打ち出して、なお未定とか、何らかの記述があってしかるべきと思うのに、Dという打ち込みも全くされないこの地図が出てきている意味がわからなくなってるんですが。

清水主査 つまりその部分でいきますと、基準の策定をしたものに対して地区の名前をつけていますので、今D地区と呼んでますけど、白抜きの部分につきましては基準はまだ未定ということで今回のこの基準案には掲載をさせていただいておりません。

吉田会長 それは追って出てくるんですか、ここへ。

清水主査 協議が固まった段階で、また改めてこの部分の変更という形でご提示をさせていただこうというふうに考えております。

吉田会長 でもそれ未定だけれど、この黒い実線で57ページの、その中には入れて、つまり景観形成地区にはするということのご了承をいただこうとしてるということですか。

清水主査 はい、そういうことです。

吉田会長 妙な二段階ですね。ともかくそういうご意見が重ねて出ていたということは記録に留めていただいて、市からの要請は出していただきたく思います。

武田参事 前回の地区計画もご意見いただきましたし、引き続き業者とも協議は続けております。先ほど前回の地区計画、形態の制限でありますとか、配慮を形としてするところの協議とあわせて、こちらの景観形成地区のほうも進めてまいりたいと思っております。また協議が整ったときには、こちらの審議会のほうでお諮りしたいと思っております。

吉田会長 今のご指摘は植栽とかについて、特に教育施設との隣接を重視した要望を主として出していくべきかなというようなところに収斂させるのかと思います。とりあえずよろしいですか。

B委員 ただね、はっきり言ってこういうのが出てくるときは、事業者と協議が終わりました、で、こういうふうに決まりました、それで確定しましたというやつをま

たここで承認するというような、あほみたいな状況といたらおかしいですけど、結局、事業者さんがやりたいことを確定させてあげてその上これを出されてみたいなことになるんですけど、はっきり言ってもう、詰め将棋してるみたいな気分になってくるんですけど、結局のところ今じわじわじわじわ問題となってるD地区が空白のまま、それもどうなるかわかれへんねんけど、そこに利便施設を持ってくると言われてる範囲においては、どんなんが持ってくるかもわからんのに、でもこのエリア内に、多少なりとも利便性というのはそら設けなあかんやろうと、ただこれAもBもCも確定、確定、確定でこのままこれでよしとしてしまったら、どこに持っていくこともできない、結局D地区に利便施設、しかも蓋開けてみたらこんなもんやみたいなことになってしまうのは嫌やって言ってるねん。だからやっぱりD地区じゃなくてC地区に本来持ってくるべきものやった、そういうのんかて。結局こういうのんでも今からでも建築物の中にそこに利便施設入れると私は言いたいわ。D地区に持ってくんなど、この辺にでも入れとかへんかったらD地区に持ってくるの目に見えてるねんから。学校の傍で商業施設があって自動販売機の扉が開きの閉まりの、車が停まりのドアの音が聞こえよがしみたいなそういう状況も発生してくるん違いますかというやつやん。何でそんな子どもらがおるところの近所にそんなつくらなあかんのよて。でもこれを確定、確定、確定になっていってしまうと、そこにつくらさなじゃあないわなってくるというような、あほみたいな詰め将棋、向こうの有利な益に付き合わされてるだけみたいですよ、こんなん。会長、そういうことですねん。何もこんなもんね、縛りかけるもんでもわっばかけるもんでも何でもありませんよ、事業者がやりたいことをそのままさせただけというふうなものになってるだけですやん。だからD地区の状況がはっきり言って定まってない状況で、このABCがこのように確定して固まりきってしまうのは怖いんです。

吉田会長 D地区はD地区で改めて資料が出てくる、あるいは案が出てくる、これ57、58、59にかけて、ABCが出てきているのでそれに準じたようなDについ

ての具体的な縛りというのが案として出てくる、その段階でその他ご議論いただければ。

B委員 縛りを出すというんじゃないんですよ。既に事業者と協議が終わって事業者と話し合っただけでこういうふうにするということが決まってるからでないと、こんなん上がってこないですよ。縛りかけるものじゃないから言ってるんです。

吉田会長 いや、そうではないと思う。

B委員 じゃあ今後の将来に向けて変更できないようにするだけのものであって、これからつくるものに対して縛りかけるものじゃないんです。これは事業者と協議が相整って、事業者についたらこのとおり決まったら確定になってしまっていたいなもんですやん。

吉田会長 いやいや、出てくる意見に即してこの項目と記述を、例えば数値、これは緩過ぎる等とのご意見で修正は可能だというふうに受け止めますが。

B委員 でもこれやったら、今の状態でも修正可能やね。

吉田会長 そう受け止めてよろしいじゃないんですか。これ承認できないとかということになっちゃえば困るわけですから。

B委員 やっぱD地区の内容がわからない限り承認できないということにもできると思うんですけど、私。

A委員 千里丘の件はこれからまだあれしてますけど、例えば前にもお話ししましたけど、この津雲台の件なんていうのはここで変更とかここで何かあかんとかいうたって、もう建物できてますからね。

B委員 だからそういうことなんです。

吉田会長 ただもちろん手続的には意見を聞くことになってますから、これは重大な疑義がある等との。あるいはここはこう変えて然るべき等々の意見というのは、それで何も変わらないのかもしれませんが、意見は聞くことになってますから、意見表明はできるんですよ。

A 委員 だから言うても仕方がないかなという。

B 委員 だから裏づけと裏判押していくみたいなもんですやん。だからそれをなおさらのこと、千里丘地域についてはD地区が北側がどういうふうなことになるのかというのも明らかでない状態で、ほかが決まりきってしまうというのも怖いなと思うんですよ。千里丘の件については、私はちょっとそのあたりが明らかになるまで承認するのは怖いなと思ってます。

吉田会長 我々に承認権があるわけでは必ずしもないようにも思えるんですが、規定上は。強いご意見がそうやって重ねて出ているということは市の担当部局に受け止めていただかなきゃいけない、それを反映していただく必要はある。

松本都市整備室長 都市整備室、松本でございます。大変貴重なご意見いただいております。今回の開発事業に伴います計画も決まっている、現地も動いているという中でのご指摘なんですけれども、今回この計画、特に景観につきましても、途中、着工する前に条例に基づきます協議を市と行っております。その中でも、景観の専門的な景観アドバイザーという制度もございまして、景観面の専門的な方々による、そういった景観のチェックをしていただきながら積み上げてきたものでございます。引き続きD地区に、空白の今現在なっているところにつきましても、新しい計画が出てくる際には同じような手続を踏みまして、今回の景観形成地区に沿うような計画となるように、協議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

吉田会長 それを決めるにあたって、市当局が然るべくあれこれ指導する。既に決まっているそのABCにつきましても、法的枠組みからしますと59、60、61に出ていますように、配慮をすとか求める、こういう数字でこういう数値内の色でやるよう工夫するとかってというような配慮を図る、こういうような文言にとどまるわけで、これ違反の制裁があるわけでもないという法的制度枠組みかと思えます。少なくともそういう強い意見にD地区、空白のところについて、重ねてですがご意見が出たんで、私は教育施設に隣接にするこのD地区については、とりわけ強い配慮を求

め得ると、ポイントとして緑地、植栽等々について、強い要請をかけて然るべきだということをして市当局としては都計審で出た意見として受け止めていただくということによってお願いいたしたく思います。それ以外ご意見、ご質問どうぞ。

〔委員〕 景観法みたいな形というのは、都市計画とかいろいろ手続上だけで開発が進んでいだけじゃなくて、景観に配慮してということで、戦略的に使えば町並みをいい形で先ほど言った景観アドバイザーも前倒して使えば、いい形で使えるための道具であるんだと思うんですけども、それが後づけでなってるために景観が損なわれても、そのブロックだけを認めていくような流れになっていくということが非常に問題になってまして、千里ニュータウンなんかはこのブロックだけじゃなくて、その周辺の開発の流れとか、その辺も含めて景観的にどうなんかという配慮が必要なんですけども、その開発したブロック、景観でこの形成地区に指定するということが指定はしてるんですけども、その周辺はどうなるんかということで、次は隣のブロックがその開発状況に応じて開発案を出して、それをまた認めていくということになると、結局パッチワークみたいな形の開発になってしまって、千里ニュータウン全体としての流れが途切れてしまうというのは心配されます。だからその景観法をうまく使って今景観形成地区を指定してるという状態にはなってないんじゃないかということが一番懸念されますし、今、開発が起こってるところでも、景観形成地区になってないところもあるんですね。そういうところはどういうふうな形で、今後将来景観を守っていくのかということもわからないということもありますので、この全体を景観計画地区に設定している値打ちというのが見えませんし、またそこから全体の流れを景観としてどう守っていくというのか、そういう姿勢も見えないということで、その流れをしっかりと景観をうまく使うことで守っていける可能性があるツールとして、もっと生かしてほしいというのは私自身の意見です。

吉田会長 重要なお指摘だと私自身も受けとめます。冒頭に私が補足的な説明をさせていただいたこととちょっと矛盾するような指摘が1つありました。ちょっとお

尋ねますが、新たにこのいわば更地、開発対象地域となったもののうち、思いこぼしかどうか知りませんが、生なことを申しますが、景観形成地区指定が免れるようなところというのもやっぱり出ているのですか。

清水主査 免れると言いますか、景観形成地区として指定するにはある一定の規模と、それから建物が複数棟建っているとその町並みとしての開発地そのものがブロックとして形成してるような大きな規模の面積のものに対してこういった基準案を策定をしているというところでございます。単体の建物に関しましては、当然全市が景観計画区域でございまして、尚且つそういった届け出の中でアドバイザーの先生なんかにもアドバイスをいただきながら協議を進めて、何ぶんその景観という面で言いますといかに工夫するかという部分になりますので、そういったのを協議の中で積み上げていくということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉田会長 今私の耳に入ったんですけど、皆さん方の認識を深めていただくためにも、15ページをお開きいただくと、今出てきた開発のいわば規模でその対象区域というのは実は設定されてるということでした。この規模に達しないものについては、対象でなくなっているようです。わかりました。ともかく委員のご指摘、全体全市が景観計画区域に指定されていながら私自身冒頭申し上げたように、特に重点的な規制が及ぶはずの17ページ、形成地区がこれだけしかないというのが驚きだったんですが、これをやはりもっと広げていくような、全市的なあるいは千里ニュータウン全体のありようというようなことを最初から考えて、ここら辺で開発が動いた場合には、全体的にこういう縛りをかけていくべき地域というふうに幾つか事前のマスタープランにかかってくるかもしれませんが、構想を持って、この景観法及び景観条例これらの規制枠組みを有効に使って機能させていければ、特に事前という要望が出されましたが、思います。ちょっと記録に留めておいていただいて今後の施策に反映していただければと思います。その他ご意見、ご質問ございませんか。

特によろしければこれも審議会として、議案第7号につきましても原案どおりご了承

承いたいただきたく、さまざまなご意見いただきまして、それは反映していただくということで処理をさせていただきたく思います。よろしいでしょうか。

B委員 会長1つだけ、済みません。D地区の部分の利便施設が余りにもひどいものであった場合においてのことであったり、なんととっても利便施設のとりようによってはほかの地区につくればいいことに重なってくる部分もあると思うんです。だからやっぱりそういったところをきちっとC地区なりにでも持っていけるようなものを、ここの中に1つつくっておかなあかんと思う。というか本当に、全体的なものがわかってなくてこういうのを出されるということは、確定の上に確定づけてしまって決まったものを積み上げていってるだけになってるんです。実際今の状況では。だからもうD地区がどうなったってそこでどうしてもつくらなあかん施設というのも出てきますからね。

吉田会長 それはそうかもしれませんが、そのときに特にDについては改めてこの審議会の議案に上がってくるということですよ。

B委員 決まってからでないで上がってこないんです。

吉田会長 その段階で極めてまた強い反対意見等々が出るというようなことになることが予想されますので、そういう対応を市の当局でしていただかないと思います。これは私からの要請ということにもなりますが、委員、我々の審議委員たちの意見で土地利用のあり方等々を指定するなどということは、これまたできないことはご承知のとおり、それぞれ所有者がおられてということですから、そういう制度枠組みだということもこれはご理解いただかないと、というように思います。ともかく強い懸念、とりわけ公的な教育施設に隣接する地域の開発のありようについて懸念が強く表明されていたということを踏まえて、D地区の指定のあり方等々ご努力いただきたいというふうに思います。そうしましたら、Dが抜けてる形ではありますが、この千里丘北地区、これを含めまして2地区の追加という形での変更、これについてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

吉田会長 ありがとうございます。そうしましたらこれも審議会においてご了承いただいたもので照査させていただきます。あと冒頭申し上げましたように、2件報告事項がございます。これについてのご報告をお願いします。用の済まれている方、事務の方、当然ご退席ください。

報告1件目、2件目続けてでよろしいでしょうか、お願いいたします。

清水主査 引き続きまして事務局のほうからご報告させていただきます。まず都市計画マスタープランの見直しに関しまして現状のご報告をさせていただきたいと思えます。手短かにさせていただきたいと思えます。恐れ入ります、全面のスクリーンをご覧ください。前回昨年11月28日に開催の第2回目の本審議会においてご報告させていただきました内容でございます。全体のスケジュール、お手元にはお配りはしてないんですけど、全体のスケジュールとしまして、24年度に見直し方針を検討して、25、26年度にかけまして案を検討し最終的には当審議会へ諮問させていただきたいと考えております。見直し方針の策定に向けましては、現行都市計画マスタープランのこれまでの成果及び課題を検証した上で、見直し方針を策定したいというふうに考えております。その際整理が必要な項目といたしまして、社会情勢の動向及び関連計画等との整合、それから市民の評価及び今後の重要度ということで、こちらは常務委員会でご議論いただきまして、前回の都市計画審議会でもご報告させていただきました。今回ご報告をさせていただく内容といたしましては、まず市民の評価の部分に関しましてアンケートを、前回は速報値ということでご報告をさせていただきましたので、そちらの集計結果と、それから庁内の関連施策の進捗状況及び今後の想定される事項につきましておまとめをしておりますので、その内容についてご報告をさせていただきます。

では、お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。こちら前回ご報告させていただいた内容と重複する場所につきましては、飛ばしながらご説明させていただきます。

たいと思います。まず2ページでございます。最終の回収結果でございます。発送が3,000通に対して回収率が46.7%でございます。3ページ以降8ページまでは属性でしてこれは確定値になってもそれほど変動はございませんでした。

続きまして、これも前回とそれほど変わってないんですが、11ページでございます。ポイント換算という形で左欄の18項目につきまして市民の方々に、「思う」「どちらかといえば思う」等記入していただきましたので、それを「思う」であれば2点といったような形で換算した数値でございます。これで集計いたしますと、身近な範囲にお店や病院など生活施設が充実している、あるいは公共交通機関が利用しやすいという部分が高評価、満足度が高い結果となっております。逆に一番下でございます歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されていると、特に歩行者、自転車に関する項目がマイナス評価という形になってございます。

13ページでございます。前回のご報告内容とそれほど大きく変動はございません。今後重要と思うテーマを先ほどの18項目のうちから3つまでを選択いただいた結果でございます。これによりますと高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っているというのが1位に来ております。以下歩行者や自転車が快適に利用できる道、それから防犯面で安心できるまちが重要テーマとして挙げられております。

飛ばしまして16ページでございます。ここまではこれまでの評価と今後の重要度という尺度で聞いてまいりましたので、それを分布図としてお示しをいたしております。上に上がれば上がるほど重要度の選択率が高くなっております。右にいけばいくほど満足度が高い、先ほどのポイント結果でございます。満足度が高いという結果でございます。そこでいきますと2番目の項目、歩行者、自転車、それから16番の項目、高齢者が安心して暮らせる住宅サービス、こちらが満足度がマイナスで今後の重要度も高い、選択率が高い結果となっております。それと満足度としてはプラスに出てるんですが、今後の重要度として高いものとして、6番防犯面で安心できるまちであるというものが、挙げられてございます。こちらにつきまして、10代から

40代の方々でございます。審議会でもご意見頂戴しましたライフステージ別で集計してはどうかというご意見もいただいておりますので、10代から40代の方々で見ますと、2番の歩行者、自転車は選択率が高いんですけど、6番の防犯面で安心できるまちという部分が非常に重要度が高く触れております。これが小学生以下のお子さんがいらっしゃる世帯になりますと、今度は2番の歩行者、自転車という項目が非常に重要度がアップしております。そのあたり通学路の関係であったりご心配されている側面があるのかなというふうに判断しております。また防犯面もアップいたしております。逆に50代から70代の方々でいきますと、2番の歩行者、自転車という項目は非常に共通して高いんですが、16番高齢者の住宅サービスという部分の重要度、選択率がほぼ4割程度までアップをしております。これを60代以上の単身夫婦世帯というようなライフステージに見た場合に概ね同様の傾向が見られる結果となっております。

続きまして、21ページでございます。居住地をお聞きいたしておりますので、6地域別に分けております。ここでいきますと2番の歩行者、自転車、それから16番の高齢者という部分でいきますとニュータウンは高い数字になってるんですが、それ以外の地域では共通して現状の評価もマイナスポイント、重要度の選択率も高いという結果で赤枠囲みでお示ししております。というような結果が出ております。

また、恐れ入ります、駆け足で申しわけありません、28ページでございます。前回もご紹介を駆け足でしたがさせていただいたときにありましたが、定住意向ということで本市に住み続けたいという意向をお持ちの方が大体74%という結果になってございます。それと合わせまして前回お出しできなかったんですが、自由意見の集計をいたしております。32ページでございます。ちょっとわかりにくいんですが、今回1,402通の回答がございまして、そのうち、713の方が実際に自由記入欄にたくさんの意見をお書きいただいております。その内容をまずキーワード別で集計をいたしたものがこちらのグラフでございます。こちらでいきますと先ほどから出て

おります歩行者空間の問題、子供や高齢者の視点での整備など歩行者空間の問題が一番自由意見の量が多かったということでございます。次いでマンションなどの開発に関するもの、それから安全対策や渋滞解消などの道路整備などが高い数字となっております。

33ページでございます。アンケート結果から見た課題見直しの視点でございますけれども、まず、これまでの評価という部分でいきますと、先ほど申し上げているとおり歩行者、自転車の空間整備の評価が特に低いということがございますので、道路空間のあり方というのを検討しなければならないと考えております。また、どちらともいえないとかわからない、選択ができないというような方が過半数を超えるような項目も多々ございましたので、そのあたり取り組みの周知なども課題であろうと。また、防災安全性など市民意見だけではなく、客観的データを踏まえて方針を定める必要もあろうかというふうに考えております。

34ページでございます。今後の重要テーマということございまして、大きく大別しまして40代までの方と50代以上の方と関心ごとが少し違いました。10代から40代の方は防犯、それから歩行者、自転車の空間整備。この歩行者、自転車特に小学生以下のお子さんがいらっしゃる世帯では大きく重要度が上がっております。50代から70代に関しましては高齢者向けの住宅サービスと、歩行者、自転車というものが上位に来てございます。ですので、このあたり重要テーマとして世代を共通して歩行者、自転車でございますので、重点分野として対応していく必要があるかと思っております。また、世代によって異なるニーズもございましたので、それら各分野との連携が必要であろうと。また、車利用から見た道路整備というのは現状の評価は低いんですが、重要度も低い結果でございました。そういったようなことも踏まえまして、歩行者、自転車の空間との関係性を留意しながら今後方針を定めたいというふうに考えております。

35ページでございます。定住意識につきまして現行都市マスでもまちづくりの基

本理念におきまして定住のまちづくりというものを掲げてございます。そういった関係で定住意識がどこにあるのかというのを把握するための調査でございました。やはり日常生活、通勤通学の利便性、良好な住環境というのが上位に来ておりましたので、これら本市の都市魅力の向上の観点から維持、強化が必要であろうと。また、住環境や住宅条件が引っ越したい理由の上位に来ておりますので、そういった住環境の維持、保全に向けた対応というのをも検討しなければならないというふうに考えております。

また、36ページでございます。最後でございます。地域別でのまちづくり評価を踏まえた課題ということで、先ほどの表をそのままお見せしているものでございます。これでいきますと自転車、歩行者、それから高齢者向けの住宅サービスというものはやはり地域に関らず共通する課題であろうと。また、逆にプラス評価も共通している部分が多うございますので、そのあたりの特徴を生かしたまちづくりについて検討が必要であろうというふうに考えております。

引き続きまして、お手元の資料2でございます。都市計画マスタープランに関連する施策の主な進捗状況と今後想定される事項ということで資料2に沿ってご説明をさせていただきます。こちらは現行の都市計画マスタープランを策定しました平成16年以降の関連施策の進捗状況と今後想定される事項等をまとめたものでございます。2ページ目以降に詳しくまとめていますが、1ページ目に抜粋をいたしておりますので、こちらに沿ってご説明させていただきます。まず、左に分野とございます。こちらは現行都市マスの全体構想のうち、まちづくりの方針に分類される各個別方針と最後一番下協働のあり方という部分が、終章のところに掲げられてるものでございます。それぞれの分野につきまして白丸でお示ししてるのが、これまでの進捗でございます。黒丸でお示ししているのが、今後想定されるであろう事項の主なものでございます。まず、土地利用の分野におきましては、これまでの取り組みといたしましては、23年3月に用途地域や高度地区等見直しをいたしております。また、千里ニュータウンではまちづくり指針や再生指針を策定したりあるいは企業立地促進法の区域

指定などを行ってきております。また、今後としましても千里ニュータウンの再生や、今、万博公園の南側エリアでガンバスタジアムとそれから三井の商業施設というような形で今進んでおりますけども、それらの開発事業が想定されるというふうに考えております。まちづくり方針のうち都市施設でおまとめをしてる部分、まず交通施設でございます。都市計画道路の整備率は現時点で81%でございます。この間新たに都市計画決定を3路線いたしております。また、今後の想定といたしましてはきょうのご報告にもございますが、未着手の都市計画道路の見直しということで、それを府市で進めてございます。続きまして公園、緑地につきましては都市計画公園の整備率が98.7%でございます。この間第2次みどりの基本計画が策定されるなど、みどりの行政も進んでおります。また、今後の想定としましては同じく未着手の都市計画公園の見直しを今大阪府さんが進められているところとお聞きをしております。続きまして河川、下水道につきましては、先ほど下水のときにも出てまいりましたが、下水道、汚水の普及率が99.9%でございます。また、今後想定される事項といたしましては、下水道施設の長寿命化や更新あるいは雨水の流水抑制対策を進める必要があるかと考えております。その他の都市施設としましては、千里ニュータウンプラザなどの施設整備や小学校の耐震化などを進めておりましたが、今後もそういった整備が想定されております。続きまして市街地整備でございます。吹田操車場跡地の土地区画整備事業が現在進んでおります。また、今後といたしましては平成31年3月におおさか東線が開業予定でございます。ちょうど仮称西吹田駅と呼んでおりますけども、南吹田地区に駅が開業する予定でございます。また岸辺駅前の土地区画整備事業というのが都市計画はなされているんですが、今、現時点では未着手という状況でございます。安心、安全の項目でございます。平成23年3月に用途地域と同じく準防火地域を拡大いたしております。今後、地域防災計画の見直しなどが進められる予定でございます。環境につきましては第2次環境基本計画の策定、それからいわゆるアセス条例の改正でございます。景観につきましては景観まちづくり計画を平成19年

に策定し、景観まちづくり条例も平成20年12月に制定をいたしております。今後、本審議会でもご意見たくさんいただいております景観形成地区の指定あるいは市民活動への支援などについて検討を進める必要があるというふうに考えております。また、福祉につきましてはバリアフリー基本構想というものを本市は立てておりますので、それらに基づいて各駅周辺のバリアフリー化を進めてまいったところがございます。今後につきましても国の新たな整備目標に対する事業者への支援など進めてまいりたいと考えております。協働のあり方につきましては自治基本条例の制定などを進めてまいっているところがございます。冒頭にも申し上げましたが、今後これらの整理した内容を基に見直し方針を策定したいと考えておりました、その際には本審議会に改めましてご意見を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉田会長 ありがとうございます。このマスタープランの見直し作業、今後皆様方のお知恵いただかないといけません。アンケート調査につきまして取りあえず頭だし出していただいていたものを、今回改めて16ページ以下、前回出させていただいていたクロス集計、こういう形で興味深いデータをいろいろまとめていただいた。さらに33ページ以下でまとめのような処理もしていただいております。皆様方これをまたお読み取りいただいて、マスタープラン見直しに反映させていただきたく私の立場でお願いを申し上げます。事務局ご苦労さまでした。

それとプラスアルファで出されて進捗状況報告、これもまた改めてお読み取りをいただきたく思います。時間も余りないので今ここでご質問等受けられなく思います。私としては事前に報告は10分かそこらで終わるというふうに聞いていたので思ったんですが、1の案件だけで15分以上かかっちゃって、第2の報告についてもちょっと時間が結構かかりそうだということですが、ちょっと短めをお願いするわけにまいりませんか。よろしくお願いいたします。第2の報告、計画道路見直しお願いします。

船木参事 道路公園企画室の船木でございます。吹田市都市計画道路の見直しにつきましてご報告いたします。本日は吹田市及び大阪府の都市計画道路の見直し作業の経過及び見直し評価結果についてご報告させていただきます。座ってご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。前方のスクリーンにてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、大阪府の都市計画道路見直し作業の経過をご説明いたします。平成22年6月に府下市町村との第1回見直し検討会を開催し、平成23年1月までに7回の検討会を実施されました。検討会の内容といたしましては、都市計画道路見直し基本方針の内容、各路線の評価を行うカルテの内容などでございます。その後、平成22年12月に大阪府都市計画審議会にて都市計画道路見直し基本方針（案）の報告がされ、平成22年12月24日から平成23年1月24日までその基本方針（案）のパブリックコメントを実施されました。このパブリックコメントに対する提出意見は8件であり、平成23年2月に募集結果の報告をなされました。ここで提出意見の内容を数点ご紹介いたします。「より実効性のある計画への見直しが必要である。」また「都市計画道路の現状を参考資料として地図化してほしい。」、ほかには「実現可能性だけで存廃の判断をすべきでない、道路整備への期待度も踏まえ検討を進めるべきである。」などの意見が出ており、概ね都市計画道路の見直しを肯定するものでした。その後、平成23年3月に都市計画道路の見直し基本方針を策定するとともに、市町村へ各路線の見直しカルテの作成及び提出の依頼を行い、評価作業を開始されたものがございます。その後、平成24年2月、見直しの評価素案の提示がなされ、本市との協議が開始し現在まで4回の協議を行っております。

次に、吹田市の都市計画道路見直し作業の経過についてご説明申し上げます。大阪府の評価素案の提示を受けまして、平成24年6月に都市計画道路の見直し基本方針（案）の作成を開始し、平成24年10月に経営戦略会議におきまして大阪府の都市計画道路の見直しにあわせて吹田市の都市計画道路の見直しを行っていくという方向

性を決定し、見直しのカルテ作成及び評価作業を開始いたしました。その後、平成24年11月に見直し評価（素案）を作成し、当審議会にご報告申し上げます。平成24年12月に基本方針（案）及び評価素案のパブリックコメントを実施した結果、意見提出はございませんでした。その後、平成24年12月に基本方針の策定を行い、平成25年1月の政策会議において都市計画道路の見直し評価（案）のご承認をいただいたところでございます。

次に、大阪府決定分のそれぞれの路線（区間）の評価結果において都市計画の変更に係るものについてご説明申し上げます。お手元の資料3表面をご覧ください。こちらの図は大阪府より示されました吹田市内の大阪府決定分の見直しによる評価結果（素案）でございます。青色にて記載しております路線の区間が廃止の評価となったものでございます。まず、番号1豊中岸部線春日地区でございます。府道旧大阪中央環状線、都市計画道路南千里岸部線の2路線で東西方向の広域的な交通処理が可能であることから交通処理機能の必要性は低い。市街化区域内に位置し、交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の4つの機能うち環境形成機能の必要性は有しているが、実現性は低い。また、交通安全機能、市街地形成機能、防災機能は著しく高くない。よって廃止の候補とする。

続きまして、番号7番南千里岸部線でございます。並行する都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路岸部中千里丘線の2車線で交通処理が可能のため、交通処理機能の必要性は低い。市街化区域に位置し交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の必要性が低い。よって廃止の候補とする。

次に、番号8番大阪高槻京都線千里丘地区でございます。府道大阪高槻京都線、都市計画道路十三高槻線の2路線で東西方向の広域的な交通処理が可能のため、交通処理機能の必要性は低い。市街化区域内に位置し交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の4つの機能の必要性が低い。よって廃止の候補とする。

次に、番号9番大阪高槻京都線朝日が丘地区でございます。府道大阪高槻京都線、

都市計画道路十三高槻線の2路線で東西方向の広域的な交通処理が可能なため交通処理機能必要性は低い。市街化区域内に位置し、交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の4つの機能の必要性が低い。よって廃止の候補とする。

次に、10番上新庄神境線でございます。代替道路があるため交通処理機能の必要性は低い。市街化区域内に位置し交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能のうち交通安全機能、防災機能については必要性を有しているが、実現性は低い。また交通安全機能、防災機能も著しく高くない。よって廃止の候補とする。

次に、番号11、12春日豊津線でございます。都市計画上是車線数が決定されておらず、重複する現道2車線で供用されているため、交通処理機能の必要性は低い。市街化区域内に位置し交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の4つの機能の必要性は低い。よって廃止とする。

次に、番号13番服部西之庄線でございます。都市計画上是車線数は決定されておらず、重複する現道で交通処理が可能なため、都市計画上の交通処理機能の必要性は低い。市街化区域内に位置し、交通安全機能、市街地形成機能、防災機能、環境形成機能の4つの機能の必要性が低い。よって廃止の候補とする。

以上が、大阪府決定分の見直しによる評価結果(案)のうち廃止の結果となった路線の評価結果とその理由でございます。

次に同じく吹田市決定分のご説明を申し上げます。

吉田会長 済みません、途中で止めてるようで恐縮ですが、一応12時を目途に考えておりましたので、要領よくあと何分くらいかかりそうですか。報告として全部読み上げる必要は必ずしもないように思うんですが。

船木参事 あともう吹田市は5分ぐらいで。

吉田会長 はい、お願いします。

船木参事 次に同じく吹田市決定分のご説明を申し上げます。お手元資料の裏面をご覧ください。記号Aの千里丘豊津線の山手地区でございますが、評価を行った結果、

区域内の約560メートルに幅約1.5メートル水路の暗渠化が必要であり、また佐井寺片山高浜線との接合部の高低差が大きく、大規模構造物が必要となり実現性は低い。終点部の府道吹田箕面線との接合部において、阪急電鉄の踏切との距離が近く交通の流れに問題がある。整備を要しますが、出口町1号線及び片山町21号線について一部機能の代替機能となり得る可能性がある。以上の理由により廃止の候補といたしました。

次に記号D、特殊街路であります南正雀吹東線でございます。自転車、歩行者専用道として計画された路線であり、現在既に存在する南正雀川園1号線が味下水路整備事業として整備が完了しており、代替道路としての機能を有する道路でありますことから廃止の候補といたしました。

以上が、吹田市決定分の見直しの評価(案)のうち廃止の結果となった路線の評価結果とその理由でございます。

以上で、吹田市都市計画道路の見直しについてのご報告を終わらせていただきます。

吉田会長 ありがとうございます。先ほど申し上げましたように12時を目途にしている報告は10分、15分で終わると事前に聞いてたのでそうしたんですが、それでもなかったということがわかりました。私の不手際です済みません。

最小限しかし2本の報告についてこれだけは聞いておきたい、あるいはこれだけは発言しておきたい、要望しておきたいということがございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

B委員 道路の関連のやつは周辺の住民であったりとか周辺の地権者の意見同意等はきちっと得てるのかどうかいうところがいまだ定かでないので、それはぬかりのないようにきちっとしてもらいたい。地区地区で連合自治会単位でもいいから、それはきちっと話して意見求めた上でないと、安易に決められるものじゃないです。

吉田会長 そうですね、住民への説明、ここで説明する以上に必要かというふうにも思いますので、ご配慮をお願いします。

そうしましたら審議及び報告の案件は一応終了いたしますが、事務局のほうからどうぞ。

吉田会長 両方ですか。マスタープランと道路と。

天野主査 都市計画道路の見直しに関連しまして説明会を3月1日と2日に開催させていただきます。住民の方への周知でございますけれども、市報の2月号3月号、市のホームページで確認できる範囲の地権者の方に郵送でご案内をさせていただいております。

B委員 加えて各連合自治会単位とかでいいから回覧板、それとかも早急に手を打ってください。後からそんなんあったん知らなかったとなりますし。あとね、たった2日間だけで説明し切れるもんじゃないですよ。もうちょっと細かに丁寧にやっていただきたいと思います。

吉田会長 ということで受け止めてください。

あと事務局のほうからご挨拶をいただけるというふうにかがってるんですが。

森都市整備部長 都市整備部長の森でございます。本日は本当に活発なご意見、長時間にわたり審議いただきまして本当にありがとうございました。平成24年度につきましては本日の都市計画審議会をもちまして最終になります。この1年間当審議会では地区計画の決定など多くの議案を審議いただき本当にありがとうございました。今後の本市のまちづくりに生かしていきたいと思っておりますので、今後ともご支援のほうよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

吉田会長 ありがとうございました。どうも済みません皆さん、時間超過してしまいました。不手際をおわびします。

そうしましたら本日の審議会、これで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(終了)